

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年9月2日

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 上山 貴子



1 工事概要

- (1) 工事名 浜松飛行場剥離工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊浜松基地(静岡県浜松市西区西山町無番地)
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
 - ・用途 浜松飛行場滑走路における滑走路末端標識の剥離
 - ・箇所 航空自衛隊浜松基地内
 - ・規模 滑走路末端標識486㎡
- (4) 工期 契約締結日～令和2年2月29日
- (5) 本工事は、工事内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「土木一式」でD等級以上の格付を受け、原則として南関東防衛局に競争参加を希望していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び申請書記載の競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部隊等
〒432-8551 静岡県浜松市西区西山町無番地
航空自衛隊第1航空団(浜松基地)会計隊契約班
TEL 053-472-1111(内線3287)
FAX 053-472-7735
- (2) 入札説明書等の公布
ア 令和元年9月2日から令和元年9月18日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時15分から午後5時まで。
イ 交付場所
(1)に同じ
ウ 交付書類
入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの
エ 交付方法
手交
なお、公告とともに公示している場合は、浜松基地ホームページの調達情報から入手可能である。

- (3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等
- ア 提出期限
令和元年9月19日午後5時00分
 - イ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。
- (4) 入札書等の提出期限等
- ア 提出期限
令和元年9月30日午後5時00分
 - イ 工事費内訳明細書
工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。
 - ウ 提出方法
持参又は郵送等
- (5) 開札の場所及び日時
- ア 日時 令和元年10月2日午前10時00分
 - イ 場所 浜松基地会計隊入札室

※ 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書(入札説明書第7項第1号に示すもの)又はその写しを提出する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約(1年間)を付したものに限る。)を付すものとする。この場合の保証金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 適用する条項
本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。
- (10) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は入札説明書による。

工事一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	平成31年4月1日
	仕様書番号	施設工事1-1
1 適用範囲		
(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における、部隊発注工事（国有財産管理に限る。）に関する一般事項について適用する。		
(2) 仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において施工し、全ての設計図書は相互に補完する。		
(3) 特記仕様書及び図面に記載されている事項のうち、本仕様書と相違がある場合は、特記仕様書及び図面による。		
2 一般事項		
(1) 工事内容は全て本仕様書、特記仕様書、図面、引用図書に基づき監督官の指示に従う。		
(2) 次に示す引用図書及び各種関連法規等は、最新のものを適用し、契約対象となるものを、全て適用する。		
ア 仕様書		
(ア) 土木工事共通仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・防衛省		
(イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）・・・・・・・・国土交通省		
(ウ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）・・・・国土交通省		
(エ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）・・・・国土交通省		
(オ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）・・・・国土交通省		
(カ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）・・・・国土交通省		
(キ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）・・・・国土交通省		
イ その他		
(ア) 建築工事監理指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・国土交通省		
(イ) 建築改修工事監理指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・国土交通省		
(ウ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）・・・・国土交通省		
(エ) 電気設備工事監理指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・国土交通省		
(オ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）・・・・国土交通省		
(カ) 機械設備工事監理指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・国土交通省		
(キ) その他各種関連法規等・・・・・・・・・・・・・・・・・・各省庁、静岡県市町村条例等		
3 協議等		
特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合若しくは、特記仕様書及び図面に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。		
4 官公署その他への届出手続等		
関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。		
5 設計図書等の管理		
設計図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。		
6 発生材の取り扱い		
(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。		
(2) 発生材調書は、材料名称、規格、単位、数量を記載し、提出する。		
(3) 産業廃棄物の処分は、積込から最終処理まで適切に行うものとし、産業廃棄物管理票（A票、E票）を取得後、その写しを工事期間（期限）内までに提出する。		
(4) 産業廃棄物の処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき都道府県知事及び政令指定都市長等の許可を受けた業者により処理を行い、搬出入状況及び当該業者の許可証を撮影し、写真を提出する。		

7 写真撮影

工事写真は、施工前、中、後、工事完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」各工事編に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影するものとし、整理された写真を提出する。

8 検査等

(1) 中間検査

施工完了後及び工事完成時に、検査確認が困難な箇所等がある場合は、検査官による中間検査を受検し、検査合格後、施工を続行するものとする。

(2) 完成検査

ア 本仕様書に規定する施工の完了は、以下に示す要件を全て満たした場合、検査を受検することができる。

(ア) 特記仕様書及び図面に示す工事、検査等の全てが完了していること。

(イ) 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

(ウ) 是正等があった場合、その全ての是正等が終了していること。

(エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

イ 検査は、検査官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、書類審査及び現場審査をもって完了することができる。

9 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 工事関係者の基地内の立入りは、工事等入出門届等により許可を受ける。

イ 入門証（バッジ）又は腕章は、常に装着する。

ウ 関係のない場所の写真撮影及び指定した場所以外に、許可なく立入らない。

エ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。

また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

オ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んで서는ならない。なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

カ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

キ 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ク 監督官から指示された事は、遵守すること。

(2) 入出門について

ア 基地内への入出門時間は平日6時～19時とし、それ以外に工事を行う場合は、監督官と協議し、残業届又は時間外入出門届を提出する。

イ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱し、監督官の指示に従わない場合

(イ) 入門証（バッジ）又は腕章、面会証を紛失した場合

(ウ) 入門許可証の期限が超過した場合

(エ) 訓練又は災害等にて、基地内に乗り入れ制限が発令された場合

(オ) 監督官が不適と判断した場合

10 情報保証

(1) 機器等の使用

工事関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウイルス対策の行われたパソコン等を使用すること。

(2) 提出された個人情報等の取扱いについて

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき保護し本工事以外は、使用目的としない。

11 提出書類

提出書類は、特記仕様書による。

工事特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和元年7月5日
	仕様書番号	施設工事1-7

1 件名

浜松飛行場剥離工事

2 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、浜松飛行場剥離工事について適用する。

なお、本工事に必要な一般事項は、工事一般仕様書による。

3 工事場所

航空自衛隊浜松基地

4 工期

令和2年2月29日

5 工事概要

- (1) 浜松飛行場の剥離工事を行う。
- (2) 土木工事一式

6 工事内容

- (1) 浜松飛行場滑走路における滑走路末端標識の剥離及び発生材の処理を実施する。
- (2) 工事図面は、図番1/2～図番2/2のとおり。
- (3) 数量

工種	規格	数量
区画線工	区画線消去 既設塗装面 t = 1.5mm程度	486 m ²
産業廃棄物処分	発生材処理	486 m ²

(4) 区画線工

- ア 滑走路末端標識の研磨剥離を実施する。
- イ ウォータージェット式又は、それに類する滑走路面に損傷を与えない工法により標識を研磨剥離する。
- ウ 全剥離を基準とし、実施後、監督官の目視確認及び写真撮影を実施するものとする。
- エ 研磨剥離は、剥離時に発生する汚泥の処理等も含め、滑走路を30分以内に開放可能な施工方法とする。万一損傷等を与えた場合は、契約相手方の負担により復旧するものとする。
- オ 区画線消去の工法については、工事に先立ち監督官に承諾を受ける。

(5) 産業廃棄物処分

区画線消去により発生した汚泥等の処理は、契約相手方が行うものとする。

7 その他

- (1) 飛行運用に配慮した工程を計画するものとし、監督官より別途指示を受けるものとする。

- (2) 気象条件を考慮するものとし、工事実施の可否は、監督官の確認を受ける。
- (3) 緊急事態発生時における情報伝達方法、待避計画及び緊急連絡体制を作成するものとする。
- (4) 休養日（土日祝）の昼間作業を基準とする。
- (5) 日々の作業終了時には、資機材及び異物の撤去を確実に実施する。

8 保証期間

完成検査後 1 年間

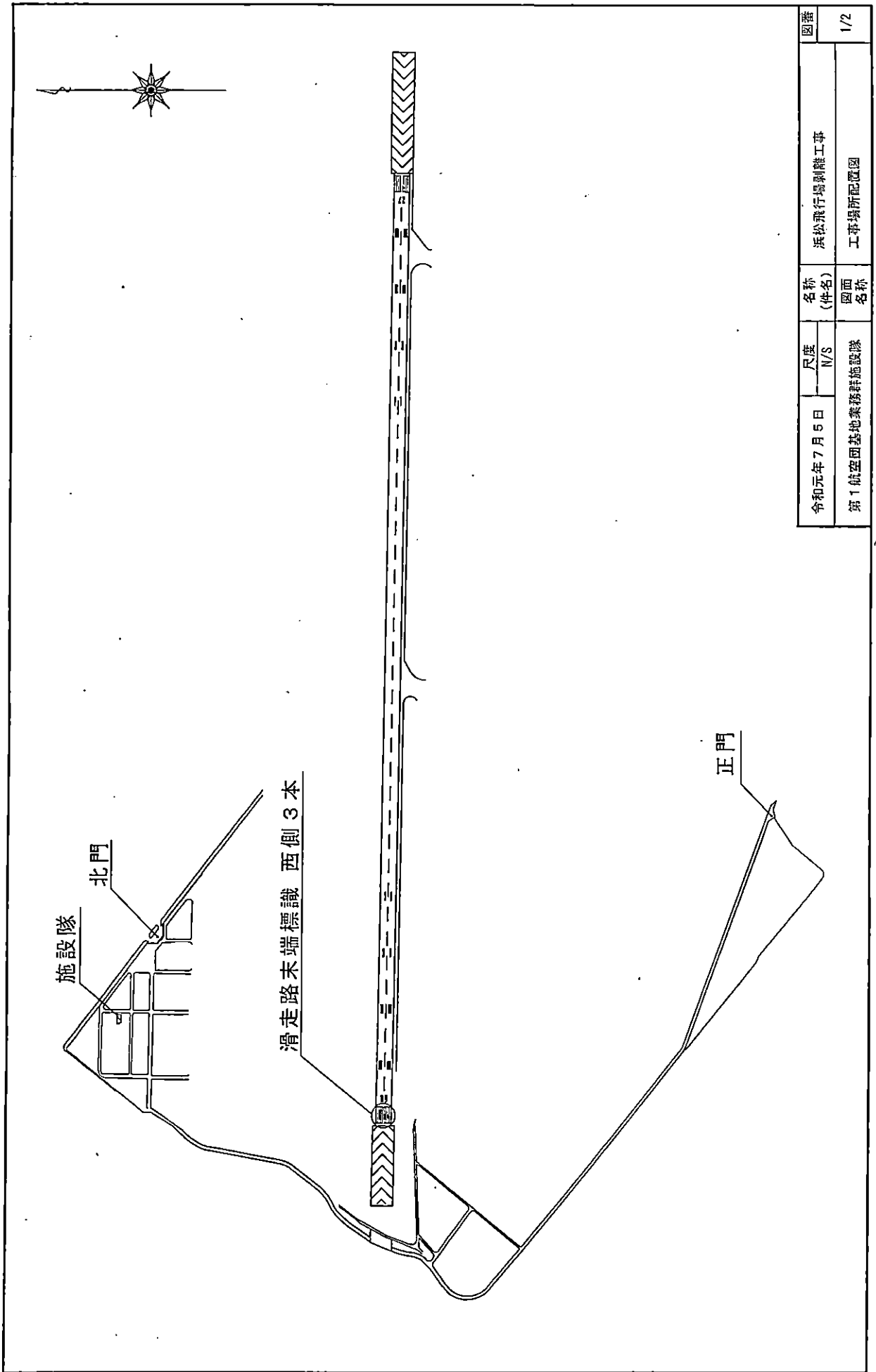
9 提出書類

契約相手方は、下表の適用に示す●印の提出書類を、監督官に提出する。

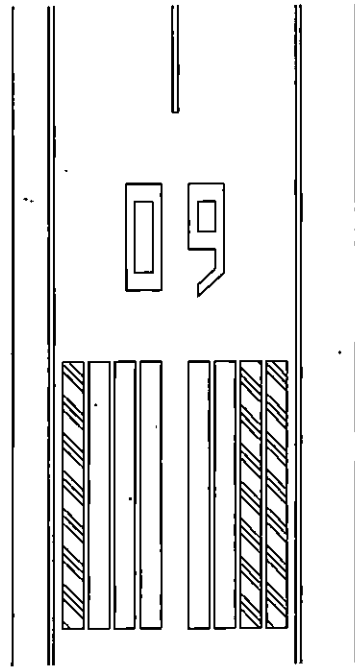
No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	工事等入出門届及び従業員等名簿	契約後 速やかに	1	定型
2		従業員等名簿		1	
3	●	腕章		必要数	
4	※	臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人及び主任技術者設定通知書		1	任意
6	●	工事工程表		1	
7	●	施工計画書(納入仕様書等を含む。)		1	
8	※	施工体制台帳		1	
9	※	工事打合せ書		1	
10	●	労務日報	その都度	1	定型
11	●	発生材調書		1	
12	●	産業廃棄物管理票(A、E票)の写し		1	任意
13	●	工事写真		1	
14		使用材料納品書又は出荷証明書		1	
15		試験等結果報告書等		1	
16	●	工事完成通知及び工事完成検査願	完成後	1	定型
17	●	残業届又は時間外入出門届	その都度	1	
18		仮設物設置許可申請書	必要時	1	
19		火気使用申請書		1	
20		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

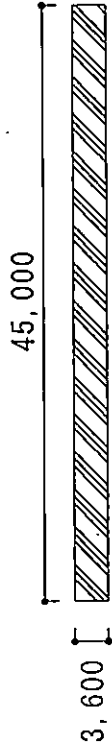
注記2 ※印の提出書類の可否については、別途、監督官より指示をする。



令和元年7月5日	尺度 N/S	名称 (件名)	図番
第1航空団基地業務群施設隊		浜松飛行場剥離工事	1/2
		工事場所配置図	

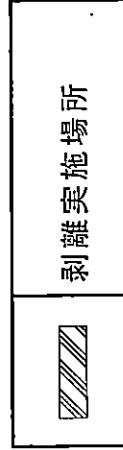


滑走路末端標識 西側3本



滑走路末端標識 (1本当たり)

凡例



令和元年7月6日	尺度 N/S	名称 (件名)	図番
第1航空団基地業務群施設隊		浜松飛行場剥離工事	2/2
		図面 名称	工事場所詳細図